

石川県における台湾向け輸出食品に関する証明書発行要領

第1 目的

本要領は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故を受けて、台湾当局が日本から台湾に輸出される食品について、輸出国の管轄当局等が発行する証明書等を求めることになったこと及び平成27年4月15日付けで正式公告した日本産食品の輸入規制強化を平成27年5月15日に施行し、日本から台湾への輸出にあたっては、産地証明書の添付が義務付けられたことから、本県における証明書の発行について、必要な手続き等を定める。

第2 証明書発行の対象

石川県において生産・漁獲され、または最終加工され、台湾に輸出される食品（酒類を除く）とする。

第3 証明書の発行要件

以下のいずれかの要件に該当する食品に対して発行するものとする。

- (1) 石川県が原産地の農産物。
- (2) 石川県の内水面及び海面で生産・漁獲され、かつ水揚げされた水産物。
- (3) 国内で生産された原材料を用いて、石川県において最終加工された食品であること。ただし、(5)のAを除く。
- (4) 国内で漁獲され、かつ水揚げされた水産物で、石川県において最終加工されたもの。ただし、(5)のイを除く。
- (5) 次の製品については、放射性物質の基準（※）に適しているものであること。

- ア 福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県が原産地の全ての食品、宮城県、埼玉県及び東京都が原産地の乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、ビスケット、穀類調整品等、静岡県が原産地の茶類産品並びに岩手県、宮城県、山梨県及び静岡県が原産地のキノコ類を主原料とし、石川県内において最終加工されたもの
- イ 宮城県及び岩手県の沿岸域で漁獲され、かつ水揚げされた水産物であって、石川県内において最終加工されたもの。

※放射性物質の基準

セシウム 134 及びセシウム 137 は合わせて 1 キログラムあたり 100 ベクレル以下
乳幼児用食品、乳製品にあつては、1 キログラムあたり 50 ベクレル以下
飲料及び飲料水にあつては、1 キログラムあたり 10 ベクレル以下

第4 証明書の申請手続

- (1) 証明書の発行を希望する者は、以下に掲げる書類を石川県農林水産部ブランド戦略課（以下「ブランド戦略課」という。）あてに提出する。

【共通】

- ① 証明書発行申請書（別記様式1）
- ② 輸出申請書（別記様式2）
- ③ 申請食品等一覧（別記様式3）
- ④ 輸出申請書記載事項を確認できる書類（インボイス等）

【生鮮食品】

- ⑤ 申請食品等の内容票（別記様式4：生鮮食品用）
- ⑥ 生産・漁獲年月日及び原産地を証明できる書類

【生鮮食品以外】

- ⑦ 申請食品等の内容票（別記様式4：加工食品用）
 - ⑧ 製造年月日を証明できる書類
 - ⑨ 石川県内で最終加工がおこなわれたことを証明できる書類
 - ⑩ 原材料の原産地名及び生産・漁獲、製造年月日を証明できる書類
 - ⑪ 本要領第3（5）の適応に際しては、放射性物質検査結果報告書の写し
- (2) ブランド戦略課は、前項の提出書類の内容を審査し、確認した結果、第3に規定する要件を満たすと認めた場合は、前項に規定する別記様式2に、署名及び押印（農林水産課長印）を行うことにより、証明書を発行する。
- (3) 郵送での証明書の交付を希望する場合、送付に必要な経費は、証明書の発行を申請するものが負担することとする。

附 則

この要領は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。